

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する償却資産について、1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告することが義務づけられています。（地方税法第383条）

狭山市内に償却資産を所有している方は、令和7年1月1日現在、狭山市内で事業用資産として所有している償却資産について、期限までに申告してください。

◆ 申告書類は、狭山市公式ホームページからダウンロードできます。

トップページ／暮らし／税金／固定資産税／償却資産／償却資産(固定資産税)の申告依頼

https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/zeikin/koteishisanzei/shokyakusisan/shoukyaku_sinkoku.html



申告期限 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

提出先 狭山市役所資産税課

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号

TEL 04 (2953) 1111 内線 1121・1122

TEL 04 (2937) 5145 (直通)

FAX 04 (2953) 8575

※事務処理の都合上、なるべく1月20日(月)までに申告くださるようご協力をお願いします。

狭 山 市

目 次

I 償却資産とは

1 償却資産とは	1
2 申告の対象となる資産	1
3 申告の必要がない資産	1
4 リース資産の取扱い	2
5 償却資産の種類と具体例	2
6 業種別償却資産の例	3
7 建築設備の家屋(建物)と償却資産の区分	3

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方	5
2 申告方法・提出書類	5
3 申告に関する注意事項	5

III 償却資産の評価と課税について

1 評価額・課税標準額・税額の算出方法	6
2 課税標準の特例の適用を受ける資産	6
3 非課税となる資産	8
4 国税との主な違い	8
5 実地調査の実施	8

IV 提出書類の記入例

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記載方法	9
種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法	10
種類別明細書(減少資産用)の記載方法	11

V 耐用年数表

12

I 償却資産とは

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産をいい、会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産で、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。ただし、鉱業権・特許権・電話加入権などの無形減価償却資産、自動車税の課税対象となる自動車、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品は、課税の対象になりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- (4) 割賦買入資産で割賦金を完済していない資産であっても、既に事業の用に供している資産
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されている資産（リース資産、レンタル資産等）
- (6) 福利厚生のに供するもの（社宅・宿舍・寮等の器具設備・構築物等）
- (7) 建設仮勘定で経理されている資産
- (8) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (9) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (10) 改良費（資産の価値を増加させるための費用は、新たな資産の取得とみなし、本体とは別に扱います）
- (11) 清算法人が所有する資産（清算事務に使用されている資産）
- (12) 赤字決算のため、減価償却を行っていないが、本来は減価償却が可能な資産

3 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（カーナビゲーション等の自動車固有の装置は申告の対象となりませんが、大型特殊自動車は申告対象になります）
- (2) 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- (5) 書画・骨董（複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象になります）
- (6) 牛・馬・果樹その他の生物（観賞用・興行用等の生物は申告の対象になります）
- (7) 税務会計上、一括損金・必要経費に算入された資産（使用可能期間が1年未満又は取得金額が10万円未満で税務会計上固定資産として計上しない資産）
- (8) 税務会計上、一括償却した資産（法人税又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で損金・必要経費に算入された資産）

4 リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方が申告義務者になる場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告義務者になる場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
割賦販売にあたるようなリース資産	× (申告不要)	○ (自己資産として申告必要)

- ◆ 所有権留保付割賦販売資産については、原則、買主の方が申告してください。
- ◆ 平成20年4月以後に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リースにおいて、税務会計上の取り扱いが変更されましたが、固定資産税（償却資産）の取り扱いについては変更がありません。資産を貸している方が申告してください。

5 償却資産の種類と具体例

資産の種類			主な償却資産の例示
1	構 築 物	構 築 物	門、へい、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路）、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔）等
		建物附属設備	事業用の動力・受変電設備、その他建築設備、内装、内部造作等
2	機械及び装置		工作機械、印刷機械、各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備、建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0」、「00」～「09」、「000」～「099」） 例：ブルドーザー、パワーショベル等
3	船 舶		モーターボート、貸しボート等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		フォークリフト、構内運搬車等 大型特殊自動車（分類番号「9」、「90」～「99」、「900」～「999」） ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は含まれません。 ※大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税課税対象）の区別 次の要件に1つでも該当すると、大型特殊自動車になります。 ・自動車の長さ 4. 7mを超えるもの ・自動車の幅 1. 7mを超えるもの ・自動車の高さ 2. 8mを超えるもの ・最高速度 15 km/h を超えるもの ※農作業用自動車については、最高速度35 km/h 以上のものが大型特殊自動車になります。
6	工具・器具 及 び 備 品		パソコン、コピー機、陳列ケース、医療機器、測定工具、取付工具、計量器、型、看板（ネオンサイン）、理容・美容機器、ルームエアコン、冷蔵庫、厨房用具、音響機器、机、椅子、ロッカー、応接セット、自動販売機、レジスター、貸衣装等

6 業種別償却資産の例

各業種に共通する償却資産	舗装路面、内装・内部造作等、駐車場設備、受変電設備、門扉、へい、外溝、外灯、広告塔、中央監視制御装置、ネオンサイン、フェンス、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、ルームエアコン、金庫、ブラインド等
小 売 業	陳列ケース、陳列台、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
料 理 飲 食 業	カウンター、接客用家具・備品、室内装飾品、自動販売機、厨房設備、テレビ、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、乾燥機、脱水機、プレス機、ビニール包装設備等
病 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、歯科診療ユニット、脳波測定器、CTスキャン等）、各種キャビネット等
不 動 産 貸 付 業	舗装路面、駐車場設備、緑化施設(植栽)、門扉、へい、擁壁、外灯、側溝、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備(キュービクル)、看板、自転車置場、ゴミ置場、郵便受け・宅配ボックス、ルームエアコン等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、フォークリフト（大型特殊）、ブルドーザー、パワーショベル、トランスショッパー、コンクリートカッター、ミキサー等
パ チ ン コ 店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、還元機、島設備等
自 動 車 整 備 業 ガソリン販売業	独立キャノピー、地下タンク、照明設備、テスター、洗車機、ガソリン計量器、プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、溶接機、卓上ボール盤、自動販売機等
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、へい、駐車装置、料金精算装置等
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機等
旅館・ホテル・ 喫茶・バー	ステレオ、カラオケセット、洗濯設備、ボイラー、ガスレンジ、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送・照明設備等
農 業	田植機、稲刈機、脱穀機、ビニールハウス、トラクター（大型特殊）等

7 建築設備の家屋（建物）と償却資産の区分

（１）家屋と建築設備の所有者が同じ場合

建築設備は原則として家屋に含めて取り扱いますが、次に掲げる事業用のものについては償却資産として取り扱います。

- ① 構造的に家屋と一体となっていないもの（屋外給水塔、屋内給湯器など）
- ② 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（受変電設備、エアコンなど）
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの（電気設備、ベルトコンベアーなど）
- ④ 顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備など）

（２）家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外（テナント等）の方が、その事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等は、家屋に付合するものであっても賃借人等が償却資産として申告をしてください。

（地方税法第343条第10項、狹山市税条例第54条第8項）

家屋の所有者が取り付けけた建築設備の区分（具体的な設備例）

種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作等	—	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式	—
	予備電源（蓄電池）設備	発電機設備、蓄電池設備等	—
	中央監視制御設備	設備一式	—
	動力配線設備	引込工事	屋内設備一式
	電灯コンセント配線設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光機、屋外照明設備等	屋内照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配管、配線
	インターホン設備	親機、子機、交換機	配管、配線
	テレビジョン設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式（アンテナ、分配器等）
	拡声装置設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ、ミキサー等	配管、配線
	L A N設備	設備一式	—
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管、配線、接線、ボックス類等
給排水衛生設備	ガス設備	屋外供給本管、メーター	左記以外の屋内配管
	給排水設備	屋外給水・排水設備、引込工事、井戸	屋内給水・排水設備（配管、ポンプ、高架水槽、受水槽等）
	衛生器具設備	—	便器、洗面器、浴槽等
	給湯設備	瞬間湯沸かし器	局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央給湯設備
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	家屋と構造上一体となった空調設備（天井埋込等）
	換気設備	—	設備一式
防災設備	火災報知設備	—	設備一式
	避雷設備	—	設備一式
	消火設備	ホース・ノズル、消火器、炭酸ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー、炭酸ガスボンベ用架台等
その他	運搬設備	気送管設備の気送子、ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
	機械駐車設備	機械設備、ターンテーブル	—
	外構工事	門扉、へい、敷地の舗装、緑化施設等	—
	太陽光発電設備	据え置き型のもの	建材一体型（屋根の仕上材となっているもの）
	その他	事務所、店舗等の取り外しが容易な簡易間仕切り等	—

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、その事業に用いることができる土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）を狭山市内にお持ちの方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。（地方税法第383条）

2 申告方法・提出書類

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書	
					別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○		○
	償却資産を所有されていない方			○		
電算処理方式	初めて申告される方	○		○	○	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方			○		
	償却資産を所有されていない方			○		

- ◆ 新規に申告する事業者以外で、独自の申告書を使用する場合は、宛名コードの確認のため、本市の申告書を申告書類に添付してください。
- ◆ 申告書に印字してある所有者欄に変更又は誤りがある場合は訂正してください。
- ◆ e L T A X（地方税ポータルシステム）による申告もできます。裏表紙をご確認ください。

3 申告に関する注意事項

- （1）資産の増加・減少がない場合、該当資産がない場合、解散・閉鎖等の場合、廃業・転出等で狭山市内に資産がなくなった場合も、申告書の「18. 備考」にその旨を記入し提出してください。
- （2）申告書類を郵送で提出する方で「控え」の返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手の貼られた返信用封筒が同封されていない場合、「控え」は返送いたしませんのであらかじめご了承ください。
- （3）正当な理由なく申告をしなかった、または虚偽の申告をした場合は、過料を科されることがあります。（地方税法第385条、386条、狭山市税条例第75条）
また、申告漏れ等の場合、申告した年度だけでなく、原則資産を取得した年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）されますのでご注意ください。
- （4）償却資産申告書の「3. 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は個人番号を、法人の方は法人番号を記入してください。個人番号を記入した場合は、個人番号と身元を確認できる資料をお持ちください（法人番号の場合は、確認資料は不要）。また、郵送で提出する場合は、次ページの資料のコピー（代理権確認資料は原本）を同封してください。

	本人が申告書を提出する場合	代理人が申告書を提出する場合
番号確認資料 (いずれか 1 つ)	個人番号カード 個人番号通知カード 個人番号記載の住民票写し	申告者の個人番号カード 申告者の個人番号通知カード 申告者の個人番号記載の住民票写し (いずれもコピー可)
身元確認資料	運転免許証、健康保険証など ※個人番号カードをお持ちの場合は 不要です。	代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の健康保険証 など
代理権確認資料	—	委任状、税務代理権限証書

◆ 申告書の「控用」には個人番号を記入しないでください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1 評価額・課税標準額・税額の算出方法

(1) 申告いただいた資産を一品ごとに、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて、評価額を定率法により算出します。

《評価額算出方法》

	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額	取得価額 × (1 - 減価率 × 1 / 2)	前年度評価額 × (1 - 減価率)

(2) 毎年上記の方法により評価額を算出し、取得価額の 5% になるまで償却します。償却資産に係る評価額の最低限度額は、取得価額の 5% と定められています。

(3) 一品ごとの評価額を合計した額が課税標準額（千円未満切り捨て）となり、課税標準額に 1. 4%（税率）を乗じた額が、税額（百円未満切り捨て）となります。

(4) 償却資産の課税標準額が 1 5 0 万円未満の場合、課税されませんが申告は必要です。

(5) 消費税については、税込経理方式を採用している場合は、消費税額を含んだ金額、税抜経理方式を採用している場合は、消費税額を含まない金額を取得価額とします。

(6) 減価率は、下記の「耐用年数に応ずる減価率表」をご参照ください。なお、償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（12 ページ）」により、法定耐用年数が定められています。

《耐用年数に応ずる減価率表》

（固定資産評価基準 別表第 15）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	30	0.074

2 課税標準の特例の適用を受ける資産

地方税法第 3 4 9 条の 3、同法附則第 1 5 条及び第 6 4 条に該当する資産については、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を取得した方は、特例の適用を受ける最初の年度に申告書の「18. 備考」及び「明細書」の摘要欄にその旨を記載し、課税標準の特例に関する届出書及び仕様書等のほか、公的機関に届出の義務がある場合は、許可申請書・認定通知書等の写しを添付してご提出ください。

平成 24 年度税制改正により、固定資産税の特例措置の内容を市町村の判断により決定できる「地域決定型地方税制特例措置[通称：わがまち特例]」が導入されました。

地域決定型地方税制特例措置[通称：わがまち特例](抜粋)

※改正により変更となる場合あり

市税条例条項	対象施設等	特例割合	対象取得時期	適用期間
第 61 条の 2 第 1 項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員 5 人以下)	1/2	該当資産について H30 年度から適用	期間の規定なし
第 61 条の 2 第 2 項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員制限なし)	1/2	該当資産について H30 年度から適用	期間の規定なし
第 61 条の 2 第 3 項	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員 5 人以下)	1/2	該当資産について H30 年度から適用	期間の規定なし
附則第 10 条の 2 第 1 項	汚水または廃液処理施設	1/2	H26.4.1～R8.3.31	適用年度から申告対象外となるまで
附則第 10 条の 2 第 2 項	下水道除害施設	4/5	H24.4.1～R8.3.31	適用年度から申告対象外となるまで
附則第 10 条の 2 第 3 項	太陽光の特定再生可能エネルギー発電設備 (1,000kw 未満) ※特別措置法の対象外のもので、かつ政府の補助を受けて取得した設備	2/3	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 4 項	風力の特定再生可能エネルギー発電設備 (20kw 以上)	2/3	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 5 項	地熱の特定再生可能エネルギー発電設備 (1,000kw 未満)	2/3	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 6 項	バイオマスの特定再生可能エネルギー発電設備 (10,000kw 以上 20,000kw 未満)	2/3	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 7 項	特定バイオマス発電設備(農作物残さ区分等に該当)	6/7	R6.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 8 項	太陽光の特定再生可能エネルギー発電設備 (1,000kw 以上)	3/4	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 9 項	風力の特定再生可能エネルギー発電設備 (20kw 未満)	3/4	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 10 項	水力の特定再生可能エネルギー発電設備 (5,000kw 以上)	3/4	R2.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 11 項	水力の特定再生可能エネルギー発電設備 (5,000kw 未満)	1/2	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 12 項	地熱の特定再生可能エネルギー発電設備 (1,000kw 以上)	1/2	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 13 項	バイオマスの特定再生可能エネルギー発電設備 (10,000kw 未満)	1/2	H30.4.1～R8.3.31	適用された年度から 3 年度分
附則第 10 条の 2 第 14 項	浸水防止用設備	2/3	H26.4.1～R8.3.31	適用された年度から 5 年度分
附則第 10 条の 2 第 17 項	一体型滞在快適性等向上事業施設	1/2	R6.4.1～R8.3.31	適用された年度から 5 年度分
附則第 10 条の 2 第 18 項	浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設	1/3	R3.11.1～R9.3.31	適用年度から申告対象外となるまで

- ◆電算申告で申告される方は、特例の適用を受ける最初の年度に必要な書類を申告書に添付するほか、毎年度、特例資産のみの課税標準額などを記した一覧表「特例対象資産明細書」の提出が必要になります。
- ◆「課税標準の特例に関する届出書」は、狭山市公式ホームページからダウンロードできます。
郵送を希望される方は、資産税課までご連絡ください。

廃止されたわがまち特例（適用期間内に取得した場合は、特例の対象になります）

市税条例条項	対象施設等	特例割合	対象取得時期	適用期間
（旧）附則第10条の2第14項	企業主導型保育事業に供する土地、家屋及び償却資産（取得対象期間中に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合：利用定員6人以上）	1/2	H29.4.1～ R6.3.31	適用された年度から5年度分

3 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に該当する資産は、非課税です。該当する資産を取得した方は、非課税の適用を受ける最初の年度に申告書の「18. 備考」及び「明細書」の摘要欄にその旨記載し、あわせて「固定資産税・都市計画税非課税申告書」の提出が必要になります。

なお、非課税となる資産であっても、定められた用途以外に使用されている場合や、地方税法第348条に規定する法人が所有する固定資産をその法人以外の者が使用している場合は、非課税の適用対象になりません。詳しくは資産税課までお問い合わせください。

◆「固定資産税・都市計画税非課税申告書」は、狭山市公式ホームページからダウンロードできます。郵送を希望される方は、資産税課までご連絡ください。

4 国税との主な違い

項 目	法人税・所得税の取扱い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制度 （建物は定額法）	定率法のみ （法人税法等の旧定率法）
前年取得の新規資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5%
改 良 費	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価
少額の減価償却資産 の取扱いについて	耐用年数が1年未満又は 取得価額が10万円未満のもの →損金・必要な経費に算入可能	損金・必要な経費に算入したものは、申告対象外です
	取得価額が20万円未満のもの →3年間で一括償却可能	「一括償却」の対象としたものは、申告対象外です
	個別に減価償却	申告対象になります
	租税特別措置法を適用して取得した 30万円未満のもの →全額損金に算入可能	申告対象になります

5 実地調査の実施

地方税法第408条に基づいて実地調査を毎年行っています。調査依頼があったときは、ご協力をお願いします。また、実地調査の結果、修正申告をお願いすることがあります。申告漏れがあった場合、資産の取得年次に応じて過年度に遡及することがありますのでご注意ください。